

令和元年10月1日～

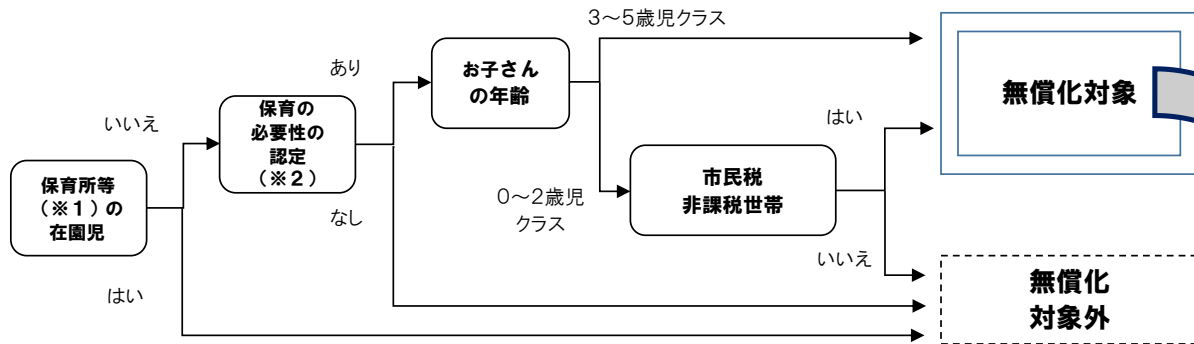


認可外保育施設用
(保育所等(※1)に在園していない方)

幼児教育・保育の無償化がスタート!

認可外保育施設等を利用する方についても無償化の対象となる場合があります

認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる場合



※1 保育所等:認可保育所、一定基準(平日8時間かつ年間200日)以上の預かり保育を実施している幼稚園・認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業(保育所等の在園児は園の基本保育料が無償となるため、認可外保育施設等の利用料は無償化の対象外です。)

※2 保育の必要性の認定:詳細は裏面をご確認ください。

「無償化対象」の方は、3歳児クラスから5歳児クラスの子どもの利用料が月額37,000円まで無償化されます。

☑0歳児クラスから2歳児クラスまでの市民税非課税世帯の子どもは、月額42,000円まで利用料が無償化

無償化にあたり必要な手続き

無償化にかかる給付を受けるためには、

保育の必要性の認定が必要です。

※詳細は裏面をご覧ください。

認可外保育施設等とは

- ・届出済認可外保育施設(ベビーシッターを含む)
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリーサポートセンター

枚方市が無償化の対象施設であることの確認を行った施設が対象となります。対象となる施設は枚方市のホームページで公開する予定です。

認可外保育施設の無償化について

認可外保育施設の無償化は、利用料のうち、保育料のみが対象となり、食材料費や通園送迎費、キャンセル料等のその他の費用は、無償化の対象外となります。

「施設等利用費請求書」に、施設が発行した「領収証」と「提供証明書」又は「領収証兼提供証明書」を添付して、枚方市に提出していただくことになります。

☑利用料はこれまでどおり、一旦施設にお支払いください。

☑市において請求内容等を審査し、後日無償化にかかる給付金を保護者の指定の口座に振り込みます。

※請求書の様式や提出の締切日、支払いスケジュールは、後日枚方市ホームページに掲載します。



【お問合せ】

- ・給付費の請求について
- ・保育の必要性の認定について

子育て事業課 072-841-1471
保育幼稚園課 072-807-3206

認可外保育施設等を利用されている皆様へ

幼児教育・保育の無償化にあたり必要な認定について

認可外保育施設等を利用されている方が**無償化の対象となるためには、枚方市から保育の必要性の認定を受ける**必要があります。認定申請に必要な申請書は、認可外保育施設等の施設でお渡ししますので、お問い合わせください。

※ 枚方市外に在住の方は、お住まいの市町村に手続きをご確認ください。

認定を受けていない場合、無償化給付の対象とはなりません。ご注意ください。

※ 認定の有効期間は申請日（市役所が書類を受理した日）以前に遡ることはできません。無償化給付を受ける場合は利用日前に申請書等を提出してください。



【保育の必要性について】

無償化の給付を受けるためには、保護者の方いづれもが、以下の条件を満たす必要があります。

※ 例えば、父母世帯の場合は、父母それぞれの証明が必要です。

詳細については、保育幼稚園課にお問い合わせ下さい。

事由	保護者の状況	給付認定の有効期間	確認書類
就労	1か月当たり実働64時間以上の就労をしていること。（居宅外自営含む）居宅内での自営、月2万円以上の収入がある内職をしていること。（内職は労働申告書提出時に1か月以上の収入実績が必要です。）	当該子どもの小学校就学前まで	労働申告書（所定用紙）
妊娠・出産	妊娠に伴う心身の不調などにより家庭での保育が困難であること。または、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）の前日が属する月の初日から、出産後8週間が経過する日の翌日が属する月の末日までであること。	出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）の前日が属する月の初日から、出産後8週間が経過する日の翌日が属する月の末日まで（子どもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間）	母子健康手帳の写し（母氏名・出産分娩予定日記載の部分）
保護者の疾病・障害	保護者が疾病、負傷、または障害を有していること。	診断書の記載等により家庭での保育が困難と認められる期間	診断書（原本） 障害者手帳の写し
同居親族の介護・看護	長期にわたる疾病、または障害を有する同居の親族を常時介護していること。（別居親族の介護・看護のために保育の利用をご希望の場合は、一度ご相談ください。）	当該子どもの小学校就学前まで	障害者手帳の写し 又は介護保険証（要介護3以上）の写し又は診断書（原本）
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。（ただし、保護者自身が被災した場合に限る。）	当該子どもの小学校就学前まで	罹災証明書等
求職活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること。	有効期間の開始日から最大90日が経過する日が属する月の末日まで	求職活動申立書（所定用紙） ハローワークカード（ハローワークで発行）の写し
就学（※1）	1か月当たり64時間以上就学していること。	保護者の卒業・修了まで（子どもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間）	在学証明書 就学カリキュラム・時間割等
その他	上記に類する状態にあると認められる場合。	市長が必要と認める期間	市長が必要と認める書類

※1 就学を認定事由とする場合、対象となる学校は限定されますので、お問い合わせください。